

はじめに

稚内市教育委員会
教育長 手島 孝通

稚内市は、昭和54年に第1次社会教育中期計画を策定し、以来5年ごとに見直しを行いながら、これまで6期30年にわたり、将来への展望をもって計画的に稚内市の社会教育の推進を図ってまいりました。

しかし、急速な高齢化と少子化の進行、子どもの学ぶ意欲や学力や体力の低下、家庭・地域の教育力の衰退など、多くの社会環境の急激な変化が影響を及ぼしています。

一方、長きにわたる景気低迷は国や地方財政の悪化を招き、地方分権が推進されたことにより、地方の課題は地方自らが対応し解決していくことが一層求められ、行政は少ない財源で多くの地域課題に対応していかなければならない状況となり、社会教育行政における情勢もここ数年の間で大きく変化してきました。

社会教育活動においては、市民の自発的意思に基づき、生活のあらゆる機会と場所で行われる各種学習やスポーツ、文化芸術活動を通して、これまで以上に市民が主役となり、行政と市民との協働による活動を子どもたちの健やかな成長のために、30年間という長い歳月をかけて市民ぐるみで取り組んできた子育て運動を柱として、「地域力の向上」につなげていくとともに、これまで築いてきた素晴らしい文化を継承した「新しい稚内の文化の創造」を目指して、このたび第7次稚内市社会教育中期計画を策定するものであります。

この度の本計画の策定にご尽力いただきました社会教育委員の皆様をはじめ、関係各位に感謝とお礼を申し上げます。また、今後ますます市民各位の社会教育活動が盛んになることをご期待申し上げます。

【 目 次 】

第1章 第7次稚内市社会教育中期計画

第1節 計画策定について

- (1) 計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 計画の推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2節 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3節 第7次稚内市社会教育中期計画体系図・・・・ 5

第4節 社会教育の各領域における現状と課題

- (1) 家庭教育（子育て支援）における現状と課題・・・・ 7
- (2) 青少年教育における現状と課題・・・・・・・・・・ 8
- (3) 成人教育における現状と課題・・・・・・・・・・ 9
- (4) 高齢者における現状と課題・・・・・・・・・・ 10
- (5) 社会教育施設における現状と課題・・・・・・・・ 11

第5節 社会教育の推進方策

- (1) 家庭教育（子育て支援）における振興計画・・・・ 13
- (2) 青少年教育における振興計画・・・・・・・・・・ 15
- (3) 成人教育における振興計画・・・・・・・・・・ 17
- (4) 高齢者における振興計画・・・・・・・・・・ 19
- (5) 社会教育施設における振興計画・・・・・・・・ 21

第1章

第7次

稚内市社会教育中期計画

子育て運動を基本とした地域力が育む稚内文化

第1章 第7次稚内市社会教育中期計画

第1節 計画策定について

(1) 計画策定の意義

近年、社会情勢はめまぐるしく変化し、人々の意識や価値観も一段と多様化しています。また、日常生活には物があふれる豊かな社会になった反面、社会の階層化や経済的格差が拡大し、人間関係の希薄化・心の荒廃が浮き彫りになり、重大な事件や犯罪が相次いでいます。

このような時代だからこそ社会教育が担う役割、社会教育に寄せられる期待が大きなものとなっております。

一方、平成18年12月に教育基本法が改正され、個々の個性や能力を最大限に発揮し、自発的に学習する必要性があるとの考えなどから、「生涯学習の理念」が新設され、平成20年6月の社会教育法の改正においても制定以来はじめて、生涯学習について明文化されました。また、この改正では、社会教育活動として取り組むべき事項が具体化されており、学校・家庭・地域の相互連携、協力の促進に努めることが行政の任務とされ、かつ、教育委員会が行う事務についても数多く増設されました。さらに、社会教育主事が行うことのできる事項も追加されております。

このように教育を取り巻く情勢が変化する中で、生涯の各時期における学習への需要に対応する生涯学習社会の構築が急がれており、その中核的な役割を果たさなければならない今後の社会教育行政においては、現況の調査分析、問題点の洗い出しを図るとともに、課題解決に向けての具体的方策により、今後5か年の将来を展望した社会教育の在り方を見つめなおしていく必要があります。

また、家庭や地域の教育力が低下していると言われていた現在、「子育て平和都市」稚内市においては、家庭・地域・学校の様々な人が市民ぐるみで協力し、相互に作用しあいそれぞれの教育力を総合的に高め合う「子育て運動」を粘り強く、進めてまいりましたが、今後はより一層広く根づかせていかなければなりません。

「第4次稚内市総合計画」を踏まえ、「第2次稚内市生涯学習推進計画」と連動のもと、広範な領域で行われる学習活動に対して、様々な立場から総合的に支援していくネットワーク型行政を目指し、稚内市全体で幅広い連携をそれぞれが図り、あらゆる人材、学習資源を活用しながら豊かな学習機会の確保に努める必要があります。

このようなことから、今後5か年における本市の社会教育の指針として「第7次稚内市社会教育中期計画」を策定するものです。

(2) 計画の内容

この計画は、昨年度まで推進してきた「第6次社会教育中期計画」の反省と評価を踏まえ、稚内市の現状を把握し、社会教育が取り組むべき基本的課題を明らかにしたうえで、「第4次稚内市総合計画」のもと、生涯学習の観点に立った分野・対象領域別の重点目標及び推進施策を示したものです。

計画は今後5年間の社会教育行政の役割を示すものであり、具体的な取り組みや事業については単年度における実施計画を策定し、稚内市の社会教育を推進していきます。

また、スポーツに関しては、第2章 第6次稚内市スポーツ振興中期計画として策定します。

(3) 計画の推進期間

稚内市第7次社会教育中期計画の期間は平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

第2節 計画の基本目標

子育て運動を基本とした地域力が育む稚内文化

稚内市は子育て運動を始めて30年という節目を迎え、これまで、市民がしっかりと手を結び、子どもたちの健やかな成長のために、一体となって様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら、少子高齢化の進行、社会情勢や生活環境の変化がもたらした人間関係の希薄さは、地域力の衰退を招き、人々の心に疲弊感を生む原因となっています。また、時代が生んだ大不況の中、子どもたちが抱える問題も複雑化し、心にゆとりを失いかけた大人たちが生んだとも思える切なく悲しい事件が、「子育て平和都市」稚内においても発生してしまいました。

この現状と正面から向きあい、今後どのような課題に取り組み、社会教育は何をなすべきなのか、今一度、原点に立ち返り考える必要があります。

地域の誰もが顔見知り、近所のお爺ちゃんお婆ちゃん、おじさんおばさんの家につでも遊びに行け、昔話を聞いたり、このまちのことを教えてもらったり、様々な学びあい、助けあいの中で、世代から世代へ確かに引き継がれてきた大切な『心』。私たちのまち稚内には、そこに生きてきた先人たちが築いた素敵な文化があります。

時代の変化が生んだ子どもたちの心のひずみにより学校が荒れた時、市民ぐるみで子育て運動に取り組み危機的状況をのりこえてきました。私たちは、この諸先輩の思いを引き継ぎつつ、新たな可能性を模索しなければならない変換時期にあります。

古き良き時代のことを面倒に考えたり、今は今と思うのではなく、その時代に学びそこで培った知恵や知識を皆で生かしあい、今の時代に必要な“学びの場”を数多く創出し、わがまちならではの文化を創造する必要があるのではないのでしょうか。

また、わがまちの郷土文化を推進し、創造していくとともに、各領域において、文化活動を促進する場や機会の提供、芸術鑑賞等の文化に触れる機会の充実を図り、ゆとりや潤いなど心の豊かさにつながる、芸術文化の振興を進めていく必要があります。

前第6次稚内市社会教育中期計画がすすめてきた、市民参画型の社会教育を引き続き強く意識し、このまちに住む誰もが、このまちに住んで良かったと思えるような、まち全体が一つになれる取り組みを推進していかなければなりません。

子育て運動を柱として、後に述べます生涯の各時期において掲げた目標に取り組

むことによって、必ずや地域力の向上につながるものと確信します。この地域力が、今までの素晴らしい文化を継承した、新しい稚内の文化を創る源となります。

第7次稚内市社会教育中期計画では、以上のような決意で、標記の目標を設定します。

第3節 第7次稚内市社会教育中期計画体系図

【領域別】

【重点目標】

【推進施策】

【具体的施策】

【基本目標】

『子育て運動を基本とした地域力が育む稚内文化』

家庭教育
(子育て支援)

「地域と家庭の協働による総ぐるみの子育て運動の発展」

「家庭における教育力の向上」

- ①子育て相談体制の充実
- ②命の尊さ、重さを伝える、命の大切さ教育の推進
- ③命の大切さを学ぶ食育の推進
- ④読書活動の推進
- ⑤**芸術文化を楽しむ機会の充実**
- ⑤子育てネットワークの連携・強化
- ⑥子育て支援サービスに関する情報提供の充実

「地域とふれあいのある環境整備」

- ①子どもにやさしい環境と遊び場の充実
- ②子どもの安全対策の充実
- ③放課後児童対策の充実
- ④企業への子育て支援の理解促進活動の展開

「次代を担う幼児教育の充実」

- ①幼保小の連携の促進
- ②幼児教育における経済支援の充実
- ③子育て交流の促進

青少年教育

「地域と融合した、豊かな体験活動を通しての青少年育成」

「望ましい生活習慣の確立」

- ①遊びや各種体験活動の場の再構築
- ②子どもが安心できる環境づくり
- ③関係団体と連携しての取り組み

「人づくりをめざす体験活動に充実」

- ①生活習慣づくりをめざす体験活動
- ②読書活動の推進
- ③**芸術文化活動の促進**
- ④生活力を高め、実感のある体験活動
- ⑤人間関係づくりをめざす体験活動

「青少年対象事業のあり方の再構築」

- ①既存団体へ働きかけての団体の連携強化、その上での事業の再構築
- ②参加者ニーズの把握
- ③参加者の主体性が発揮できる事業設定

成人教育

「学びあう・生かしあう環境の充実と協働する意識の向上」

「時代の変化に応じた学習機会の充実」

- ①ニーズに沿った市民講座や出前講座の開催
- ②生涯学習フェスティバルの開催
- ③大学等の高等教育機関が実施する講座などの情報提供

「ボランティア、地域リーダー、指導者育成を促す環境づくり」

- ①学習、地域ボランティア活動の発掘・登用
- ②地域リーダーの発掘・登用
- ③指導者の養成と研修の充実

「男女共同参画を促す環境づくりの推進」

- ①男女共同参画に関する学習機会の充実
- ②男女共同参画の意識啓発、学習情報の提供

「自主的活動団体の交流促進・ネットワーク機能の充実」

- ①家庭・地域の交流活動の促進
- ②各団体やサークル活動の支援と機能的なネットワークづくりの推進

【基本目標】 『子育て運動を基本とした地域力が育む稚内文化』	【領域別】	【重点目標】	【推進施策】	【具体的施策】
	高齢者教育	「学習成果を生かす場の充実と社会参加による生きがい・やる気の創出」	<p>「高齢者が安心した生活をおくるための学習機会の充実」</p> <p>「高齢者リーダー、指導者育成の基礎・環境づくりの推進」</p> <p>「自主的活動団体の交流促進・ネットワーク機能の充実」</p>	<p>①ニーズに沿った市民講座や出前講座の開催</p> <p>②生涯学習フェスティバルの開催</p> <p>①社会教育人材バンクの発掘と登用とその活用</p> <p>②指導者の育成と研修の充実</p> <p>①世代間交流の促進</p> <p>②団体、サークル活動の支援、ネットワーク化の推進</p>
	社会教育施設	「いつでも、誰でも、どこでも楽しく学べる学習環境の整備・充実」	<p>「郷土の財産の高度利用」</p> <p>「市民参画、施設間の連携による学ぶ機会の拡充」</p> <p>「多様化、高度化するニーズに対応した魅力ある環境整備」</p>	<p>①貴重な財産の有効活用</p> <p>②自然体験学習の推進</p> <p>①効率的な施設の活用</p> <p>②市民参画の促進</p> <p>①ニーズに対応した学習機会の提供</p> <p>②情報提供の充実</p>

第4節 社会教育の各領域における現状と課題

(1) 家庭教育(子育て支援)における現状と課題

近年、核家族化や共働きなど、家庭環境が変化し、家庭でのコミュニケーション不足が進み、それらが要因となり家庭の教育機能の低下が増え始めているとの指摘があります。

また、人間関係の希薄化により地域住民の関わり合いが減少し、孤立した状況の中で子育てをしている親が抱える悩みや負担感は膨らむ一方であり、これに伴うストレスの増大や不安感が、家庭不和や児童虐待へつながるといふ社会問題が発生しております。

子どもの基本的な生活習慣を身に付ける重要な役割を担っている家庭において、今後の成長に欠かすことのできない道徳教育や食育を進めること、また、それらに関する学習機会を子育てをする親に対して提供することは、家庭教育力の向上のため不可欠であります。

国は、ワークライフバランス(仕事と家庭の調和)憲章を制定し、人々の仕事と生活の調和が図られるよう、あるべき方向性を示しております。稚内市は早くから子育て支援や、子育て環境の充実に積極的に取り組んでおりますが、これは行政のみならず、地域や企業などの協力があってはじめて成しえることのできるものです。今後とも仕事を持つ親をはじめ、すべての子を持つ親にとって子育てをしやすい環境整備が強く望まれております。

「子育て平和都市」稚内では、子を持つ親だけではなく、「地域全体で子どもたちを育む」という想いを再確認し、市民ぐるみで積極的に取り組んできた「子育て運動」をより一層推進させる必要があります。

(2) 青少年教育における現状と課題

近年、青少年の学校外の生活を見ると、日中、外遊びをする機会や時間が減り、逆に、深夜までテレビゲームや携帯電話に費やす時間が増えるなど、「早寝・早起き」という基本的なリズムが狂い、児童・生徒の基本的な生活習慣の乱れが問題となっております。また、いじめなどの人間関係の問題や不登校の増加など青少年に関わる様々な課題が生じております。

稚内市では、青少年を対象とした事業を数多く開催するとともに、児童館や学童保育所等でも様々な体験活動を行っておりますが、複雑化する青少年が抱える問題解決のため、青少年の実態やニーズを把握した上で、これらの学習機会をさらに充実させる必要があります。

また、保護者や地域住民など周囲の大人の考え方や行動が青少年の育成に大きく影響を及ぼすことから、青少年を取り巻く諸問題に対し、常に目線を合わせ、家庭・学校・地域が連携して取り組まなければなりません。

青少年の自立心を育むとともに、学習後に自らの主体性を発揮し、企画・実践できるような学習機会の充実に努める必要があります。

(3) 成人教育における現状と課題

成人期は家庭や職場、地域など、どのような場であっても中心的な役割を担っており、「仕事や家事が忙しい」という理由により学習をすることができずに成人期を過ごす市民が数多くいることが、稚内市民社会教育意識調査の結果においても明らかになっています。

仕事や生活に役立つもの、自己の向上を図るもの、現代的課題を解決するものなど、より高度で充実した学習が必要であるとともに、やがて迎える高齢期においても生きがいのある生活を送ることができるよう、多種多様な学習が必要となってきました。

また、成人期には団塊の世代を中心として、その豊かな知識と行動力を生かし地域連携の輪を広げる牽引役として活躍することが期待されておりますが、人間関係の希薄化により、町内会等の地域づくり活動への若い世代の参加者が少なくなっております。

今後は、それぞれが抱える課題解決のための学習機会の提供のみならず、意識改革や人づくりにつながる学習機会を充実させる必要があります。また、学習講座の開設時間や場所の工夫により、多くの人が参加しやすい学習環境づくりを行うとともに、サークル支援や指導者育成などにより学びの輪を次代に繋げていかなければなりません。

また、時代の進展に伴い、性別による職業や役割の差別化が解消されつつありますが、本市においては、今なお様々な場において固定的な性別役割分担意識が根強く残っている現状があります。男女がお互いの人権を尊重しつつ、対等な構成員として社会のあらゆる活動に参画できる社会を実現するため、男女共同参画の理念の周知や学習機会の充実が求められております。

(4) 高齢者教育における現状と課題

高齢者の人口が年々増え続け、超高齢社会が現実のものとなり、地域においても高齢者家庭が増え、周囲の人々と好ましい人間関係を保ちながら、進んで生きがいを見いだしていくことが課題であるといえます。

稚内市においても65歳以上の高齢者人口は増え続け、人口全体の高齢者比率は23.2%となっており、これからは、高齢者同士が共に学びを支えあうことや、地域づくり等において活躍をすることがますます大切となっております。

これまで自主的な活動の場やグループ活動の拠点づくりを進め、交流の場を充実させてきましたが、時代とともにそのような動きも弱まってきており、中心となる人材を育成し、強めていく必要があります。

また、健康維持や余暇利用への関心が高く、学習意欲が旺盛な高齢者がいる一方、家に閉じこもりがちな高齢者が見られるなど、個人差が大きい傾向があります。高齢者は社会との関わりが薄くなりがちになることから、誰もが学習情報を取得することができ、できるだけわかりやすく提供することが求められております。

学習内容につきましても、社会保障や最近多発している高齢者を狙った犯罪等、時代背景に伴い不安を抱えて生活をしている高齢者も多くいることから、それらの新たな課題へも対応した学習機会を提供することが重要であります。

高齢者が自らの人生経験で培ってきた知識や技術を子どもたちや若い世代へ伝えることは、生きがいにつながると同時に地域の財産になります。よって、世代間交流の機会を積極的に設け、世代を越えた交流の場づくりに努める必要があります。

(5) 社会教育施設における現状と課題

稚内市の社会教育施設は、民間による管理運営を行う、指定管理者制度の導入が進み、効率的な運営が可能となったほか、民間のノウハウを生かした市民が利用しやすいサービスの向上に努めております。しかしながら、市民の学習活動に対するアドバイスを行う専門職員や相談員の数がまだまだ十分とは言えないのが現状であります。

また、現在、各施設においてそれぞれの特性を生かした様々な事業を行っていますが、施設利用者及び事業参加者が特定化してしまう傾向が見られます。

複数の施設を利用する事や、色々な事業へ参加することは、参加者同士の交流を活発化させ、活動範囲も広がる可能性があることから、今後は施設間の連携も充実させ、新たな可能性を模索することが重要な課題であります。

一方、図書館のように施設の利用促進を目的とした様々なボランティア活動が行われている施設もあり、地域住民の趣向を凝らした活発な活動が行われております。今後も、市民参画を積極的に進め、自主的活動を促しながら、市民が「施設は自分たちの財産」と認識し、積極的に利用できるような事業展開、システム作りがいそがれております。

また、稚内市には特有の歴史的文化財や豊かな自然が数多くありますが、その財産の貴重さ、大切さはあまり認識されていないのが現状であります。それらを活用した学習の場を提供し、ふるさとについて学ぶ楽しさに触れ地域を知ることにより、「このまちに住んでて良かった」と思える地域愛を育むことが大切です。

第5節 社会教育の推進方策

社会教育中期計画の基本目標をうけ、具体的な取り組みを推進していくため、各領域において次のとおり重点目標を設定します。

【家庭教育(子育て支援)】

重点目標 「地域と家庭の協働による総ぐるみの子育て運動の発展」

【青少年教育】

重点目標 「地域と融合した、豊かな体験活動を通しての青少年育成」

【成人教育】

重点目標 「学びあう・生かしあう環境の充実と協働する意識の向上」

【高齢者教育】

重点目標 「学習成果を生かす場の充実と
社会参加による生きがい・やる気の創出」

【社会教育施設】

重点目標 「いつでも、誰でも、どこでも
楽しく学べる学習環境の整備・充実」

(1) 家庭教育(子育て支援)における振興計画

家庭は、家族とふれあいを通じ、子どもが基本的な生活習慣を身につけ、自立心や他者への思いやりの心を育む大切な場であり、子育ての出発点でもあります。

稚内市では、未来を担う豊かな心と創造性に満ちた、健康でたくましい子どもの育成が図られるよう、子育て運動を進めてきましたが、今後も、より一層、家庭・学校・地域が連携して相互の意識を強めていかなければなりません。

家庭を取り巻く環境の違いで、今まで子育て運動に参加できなかった家庭も、学校や地域の協力により、参加してもらえるようなシステム作りを行い、まちをあげて全員参加による子育て運動を推進していく必要があります。

また、本計画は「稚内市次世代育成支援行動計画」とともに推進してまいります。地域の人々に温かく見守られる中で、すべての親がゆとりを持って安心して子育てができ、すべての子どもが元気に育つことができるよう、地域の協力の下、道徳教育・食育の推進に努めるとともに、家庭教育支援や育児相談の充実に努めていきます。

—家庭教育(子育て支援)—

重点目標

地域と家庭の協働による総ぐるみの子育て運動の発展

推進施策

○家庭における教育力の向上

- ・子育て相談体制の充実
- ・命の尊さ、重さを伝える、命の大切さ教育の推進
- ・命の大切さを学ぶ食育の推進
- ・読書活動の推進
- ・芸術文化を楽しむ機会の充実
- ・子育てネットワークの推進
- ・子育て支援サービスに関する情報提供の充実

○地域とふれあいのある環境整備

- ・子どもにやさしい環境の整備と遊び場の充実
- ・子どもの安全対策の充実
- ・放課後児童対策の充実
- ・企業への子育て支援の理解促進活動の展開

○次代を担う幼児教育の充実

- ・幼保小の連携の促進
- ・幼児期教育における経済支援の充実
- ・子育て交流の促進

□推進施策の成果指標(アウトカム)

指標の名称	単位	平成20年度 (現状値)	平成25年度 (目標値)
各地区の子育て運動事業参加者数	人	7,739	
子どもの朝食の摂る割合	%	89.3	
児童図書の1人あたりの貸し出し数	冊	1.9	

(2) 青少年教育における振興計画

青少年期は自立意識が芽生え、次第に自己を確立し、その能力、個性を生かした行動をするようになる重要な時期です。

このような重要な時期にあつて、子どもたちを取り巻く環境の変化はめまぐるしく、本市においても子どもたちの携帯電話やインターネットの長時間使用による生活習慣の乱れ、友人や知人など、身の回りの人たちとのコミュニケーション不足からくる人間関係を構築する能力の低下など、様々な課題が指摘されております。

このような時代だからこそ、家庭・学校・地域がそれぞれの立場で「子育て運動を基本に地域ぐるみで子どもを育てよう」という気運を高め、関わり合いを強めていかなければなりません。

世代を超えた心の交流、自然との触れあい、異文化交流、他地域との青少年交流など、豊かな体験の中で子どもたちがわがまちのことを学び、それぞれから何かを感じとり、自ら目的意識をもってさまざまな活動に参画できるような学習支援が必要です。

地域の暖かい眼差しの中で、次代を担う子どもたちの郷土愛を育み、自ら未来を切り拓いていくことのできる力を持った協調性、創造性豊かな青少年の育成のため、地域のあらゆる資源を活用した学習環境の整備を行います。

—青少年教育—

重点目標

地域と融合した、豊かな体験活動を通しての青少年育成

推進施策

○望ましい生活習慣の確立

- ・遊びや各種体験活動の場の再構築
- ・子どもが安心できる環境づくり
- ・関係団体と連携しての取り組み

○人づくりをめざす体験活動の充実

- ・生活習慣づくりをめざす体験活動
- ・読書活動の推進
- ・芸術文化活動の促進
- ・生活力を高め、実感のある体験活動
- ・人間関係づくりをめざす体験活動

○青少年対象事業のあり方の再構築

- ・既存団体へ働きかけての団体の連携強化、その上での事業の再構築
- ・参加者ニーズの把握
- ・参加者の主体性が発揮できる事業設定

□推進施策の成果指標(アウトカム)

指標の名称	単位	平成20年度 (現状値)	平成25年度 (目標値)
各種体験学習の参加者数	人	1,718	
リーダー育成に係わる 研修会の参加者数	人	51	

(3) 成人教育における振興計画

成人期は、年代の幅が広く、家庭・地域・職場等あらゆる場において中心的な役割を担っている時期であり、社会的課題(地域的課題や生活課題)の解決のために実践を通して、自己の成長、実現をめざす時期です。また、「今の稚内を支えている」という意識を持ち、先人から引き継いだ素敵な文化を継承しつつ、自分たちの色を加えた新しい文化を構築していくためのリーダーシップを発揮していかなければならない世代でもあります。

このように多忙で、自主的な活動に委ねられてしまう成人期の教育においては、単に学習機会を提供するだけでは、学習意欲も、その必要性も薄れてしまう恐れがあります。よって、関係機関、団体等との連携・協力のもと、複雑化し急激な変化を伴う社会情勢を的確に捉え、その時々々の課題解決につながる学習の機会や情報の提供を行うとともに、学ぶ側が身近な課題と認識できるようなテーマを投げかけ、自主的に学習する意欲を高める工夫が必要となります。

また、各団体やサークル活動に対して支援するのはもちろんのこと、地域のリーダーや指導者の発掘、養成にも取り組み、それぞれの個性や能力、学習成果を生かす場の充実を図り、お互いが共に支えあう意識の向上に努めます。

さらに、社会の大きな環境変化の中で、男女がそれぞれ多様な能力を発揮し、社会のあらゆる分野に共同参画するための学習機会の拡充を図るとともに、男女共同参画の視点から地域社会づくりに参画していくための支援を行っていきます。

—成人教育—

重点目標

学びあう・生かしあう環境の充実と協働する意識の向上

推進施策

○時代の変化に応じた学習機会の充実

- ・ニーズに沿った市民講座や出前講座の開催
- ・生涯学習フェスティバルの開催
- ・大学等の高等教育機関が実施する講座などの情報提供

○ボランティア、地域リーダー、指導者育成を促す環境づくり

- ・学習、地域ボランティア活動の発掘・登用
- ・地域リーダーの発掘・登用
- ・指導者の養成と研修の充実

○男女共同参画を促す環境づくりの推進

- ・男女共同参画に関する学習機会の充実
- ・男女共同参画の意識啓発、学習情報の提供

○自主的活動団体の交流促進・ネットワーク機能の充実

- ・家庭・地域の交流活動の促進
- ・各団体やサークル活動の支援と機能的なネットワークづくりの推進

□推進施策の成果指標(アウトカム)

指標の名称	単位	平成20年度 (現状値)	平成25年度 (目標値)
市民講座をきっかけに誕生したサークル数	件	0	
スクールガードボランティアの登録者数	人	787	
審議会への女性の登用率	%	16.2	30.0

(4) 高齢者教育における振興計画

地域社会において高齢者の役割は大きく、コミュニティ活動の担い手として活躍することや、高齢者同士が共に学習活動を支えあうことが大切となっております。

高齢者の豊富な知識や経験を地域などで活用できるように、人材バンクの整備・充実を図っていかねばなりません。

また、高齢者が楽しく生きがいをもって、充実した生活を送ることができるよう、健康維持などの日常生活に関わる学習のほか、文化・教養に関することや、最近多発している高齢者を狙う犯罪等の防止に関することなど、個々のニーズに対応する学習機会を提供することが必要であります。

高齢者が、人生の中で培ってきた豊かな経験や知恵を若い世代へ引き継ぎ、継承していくことは、まちの大切な財産となることから、この引継ぎの場となる世代間交流事業や、高齢者が積極的に社会参画できるような活動の場の充実に努めていきます。

—高齢者教育—

重点目標

学習成果を生かす場の充実と社会参加による生きがい・やる気の創出

推進施策

- 高齢者が安心した生活をおくるための学習機会の充実
 - ・ニーズに沿った市民講座や出前講座の開催
 - ・生涯学習フェスティバルの開催
- 高齢者リーダー、指導者育成の基盤・環境づくりの推進
 - ・社会教育人材バンクの発掘・登用とその活用
 - ・指導者の育成と研修の充実
- 自主的活動団体の交流促進・ネットワークの機能の充実
 - ・世代間交流の促進
 - ・団体、サークル活動の支援、ネットワーク化の推進

□推進施策の成果指標(アウトカム)

指 標 の 名 称	単 位	平 成 2 0 年 度 (現状値)	平 成 2 5 年 度 (目標値)
文化団体・各種サークルへの登録数	人	—	

(5) 社会教育施設における振興計画

市民の学習意欲を促す多様な学習機会を施設側から発信すること、また、市民が、その学習機会に参加すること及び活動の拠点である社会教育施設を積極的に利用することは、地域の社会教育活動を活発化するとともに、まち全体の活性化につながるものであります。

数ある社会教育施設の中には、稚内市特有の財産である貴重な資料や歴史的財産を所有する施設や、豊かな自然をフィールドとする施設も数多くあります。

このような稚内ならではの財産を幅広く利用した稚内らしい学習機会を拡充し、地域愛を育む事は、子育て運動を基本とした地域力向上のために必要不可欠であります。

また、施設を有効的に利用、活用していくためには、施設管理者の専門性を生かした学習機会の提供のほかに、市民が「施設は自分たちの財産」と認識し、積極的に利用しようとする意識が必要であります。

どの施設にどんな利用方法があるのか、また、どのような事業が開催されるのかなど、積極的に情報発信するとともに、施設同士が手を取り合って、多様化、高度化する市民ニーズに応える施設運営を行うこと、又、学習機会の提供のみならず、ボランティアや協力者を市民から募り、市民参画による事業を幅広く展開し、市民が施設を自分たちの学びの拠点として自分の部屋のように利用できる、市民に愛される施設運営を進めていきます。

—社会教育施設—

重点目標

いつでも、誰でも、どこでも楽しく学べる学習環境の整備・充実

推進施策

○郷土の財産の高度利用

- ・貴重な財産の有効活用
- ・自然体験学習の推進

○市民参画、施設間の連携による学ぶ機会の拡充

- ・効率的な施設の活用
- ・市民参画の促進

○多様化、高度化するニーズに対応した魅力ある環境整備

- ・ニーズに対応した学習機会の提供
- ・情報提供の充実

□推進施策の成果指標(アウトカム)

指 標 の 名 称	単位	平 成 2 0 年 度 (現状値)	平 成 2 5 年 度 (目標値)
各社会教育施設の利用者数	人	299,796	
文化活動に係わる文化センター大ホールの利用件数	件	59	